東アジアの経済統合の展開と課題

石川幸一

(亜細亜大学アジア研究所特別研究員)

【要約】

東アジアの経済統合を主導したのは ASEAN である。ASEAN 自由貿易地域に続き、サービス貿易自由化などを目指す ASEAN 経済共同体を 2015 年に創設するとともに、東アジア主要国と 5 つの ASEAN + 1FTA を締結し、東アジアの経済統合の中心となっている。

2010年以降は TPP および RCEP という東アジアの広域 FTA の交渉が進められた。極めて高い自由化率と新たなルールを含み、21世紀の経済統合といわれる TPP は 2017年1月に米国が離脱したが、米国を除く 11 カ国は直ちに交渉を開始し、11月に合意に至り、2018年3月に TPP11 に署名、同年12月に発効した。ASEAN、中国、インドなど世界の新興市場と生産基地を含み、効率的な生産ネットワーク形成に資する人口で世界最大の経済統合である RCEP は、高いレベルの自由化にインドが抵抗し、2019年も合意に至らなかった。保護主義が拡大する中で 2020年の合意を目指しており、インドを除外した RCEP15 も視野に入れるべきである。

キーワード: ASEAN 経済共同体、広域かつ包括的 FTA、TPP11、RCEP

ー はじめに

東アジアは経済統合が世界でも最も活発に行われている地域である。2019 年末の発効済の経済統合は域内が 56 件、域外との経済統合が 56 件で合計で 112 件を数える ¹。20 世紀が終わる時点の経済統合は 8 件のみで、うち 5 件は特恵貿易協定だった。東アジアの経済統合は 21 世紀に入り急速に発展したのである。ちなみに世界の経済統合は 320 であり、アジアは域内のみで 17.5%を占め、地域別にみるともっと多くなっている ²。

東アジアの経済統合が急増したのは、各国が自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement) に積極的に取り組むようになった ためである。2000 年時点で日本、中国、韓国は FTA を一つも締結していなかったが、2019 年末には日本は 17 件、中国は 15 件、韓国は 18 件の FTA を締結・発効している。加えて、豪州は 13 件、シンガポールは20 件の FTA が発効している³。 妥結済および交渉中と交渉開始合意の FTA は、日本7件、中国14件、韓国13 件と多く、東アジアの経済統合は今後も増加を続けることは確実である。

なぜ東アジアの各国は FTA 締結に熱心になったのであろうか。 それは貿易転換効果による不利益を回避するためである⁴。FTA の経

ジェトロ「世界と日本の FTA 一覧」2019 年 12 月、https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/72c61ae87804b884.html。ジェトロの分類で含まれている 太平洋島嶼国の FTA は除外している。途上国間の貿易協定であり GATT24 条の要件を満たしていない特恵貿易協定(タイ・ラオス協定など)は含まれている。

² 最も多いのは地域横断協定であり約4割を占めている。

³ 特恵貿易協定を含む。

⁴ ミレヤ・ソリース、片田さおり「FTA 急増のメカニズム:政策拡散理論による分析」ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリンクス、片田さおり編(岡本次郎訳、 片田さおり・浦田秀次郎監訳)『アジア太平洋のFTA 競争』(勁草書房、2010年) では、FTA の拡散の要因として模倣と競争という2 つのメカニズムを重視してい

済効果には、貿易創出効果(貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される)と貿易転換効果(FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する)が知られている。 FTA を締結していないことにより FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われる事態を避けるために、東アジアの主要国は域内各国との FTA に取組まざるを得なくなった。たとえば、日本とシンガポールの FTA 交渉が中国と ASEAN(東南アジア諸国連合: Association of Southeast Asian Nations)の FTA 交渉を誘発し、ASEAN と中国の FTA が今度は日本、韓国、豪州、インドなどに ASEAN との交渉への取組みを促した。

2000 年代のはじめは東アジア域内の FTA が多かったが、現在は欧州、北米、中南米、中東、アフリカと世界全域との FTA が結ばれており、文字通り FTA ネットワークが東アジア域内および域外と張り巡らされている。東アジアの経済統合の大きな流れは次のようにまとめられる。① ASEAN が統合をリードしたことと ASEAN との FTA を主要国が競って締結したこと、②その後、東アジアの広域(region-wide)FTA が課題として検討されたこと、③ 2010年以降、アジア広域 FTA として TPP(環太平洋経済連携協定:Trans-Pacific Partnership Agreement)と RCEP(東アジア地域包括的経済連携:Regional Comprehensive Economic Partnership)の交渉が始まったこと、④ TPP は 12 カ国により 2016年に調印されたが、米国トランプ政権が離脱したため、米国を除く 11 カ国により

るが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くの FTA への取組みを説明できる。

⁵ 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態的効果であり、動態的効果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。

TPP11(CPTPP) が調印され発効した。RCEP は 2019 年に合意寸前でインドが反対し 2020 年の調印が課題となっている。本論は、こうした動きを 2 国間・地域間の浅い経済統合から広域かつ深い経済統合への進展と把握し、展開、要因、課題などを論じている。

ニ 東アジアの経済統合を先導した ASEAN

1 経済共同体を実現した ASEAN

東アジアの経済統合の特徴は開発途上国の集まりである ASEAN が先駆者となって最も深化した経済統合を実現し、東アジアの経済統合で中心的な役割を果たしていることである。1967 年に東南アジアの 5 カ国で設立された ASEAN が経済統合を本格的に開始したのは 1993 年の AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 形成からである。AFTA は ASEAN 域内関税を段階的に削減・撤廃するスキームであり、最初は 5%への削減を目標とし、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の新規加盟 4 カ国の関税削減は経済発展レベルを考慮し時間をかけて行うなど柔軟に自由化を進めた。2010 年には経済発展レベルの高い 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) で域内関税を撤廃し、2018 年には CLMV が域内関税を撤廃した。関税撤廃率はASEAN6 が 99.3%、CLMV が 97.7%、ASEAN 全体では 98.6%と極めて高いレベルの自由化を実現している。

ASEAN は 2003 年に AFTA に続く経済統合として ASEAN 経済 共同体 (ASEAN Economic Community: AEC) の構築を目標と決 めた。AEC は AFTA が目指した物品貿易の自由化に加え、サービ ス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動を目指している。物品、 サービス、資本、人の自由移動を実現する経済統合は「共同市場」 であるが、AEC は様々な制限が残されており「共同市場」ではなく「FTAプラス」である。AEC 実現のマスタープランである 2007年の AEC ブループリントでは、①単一の市場と生産基地、②競争力のある経済地域、③公平な経済発展、④グローバル経済への統合の 4 つの戦略目標を掲げ、行動計画と実施スケジュールを提示している。AEC はこのように統合に留まらず広範な目標を有する開発戦略としての経済統合である。

AEC は 2015 年 12 月末の実現が ASEAN 首脳会議で宣言された。 AEC の最大の成果は関税撤廃による ASEAN 自由貿易地域の実現である。ASEAN 事務局によると、AEC2015 の目標の実現率(2015 年 10 月時点)は 93.9%となっている。5 つの ASEAN + 1FTA など域外との FTA も締結された。このように「国境措置」の分野では成果をあげたが、「国内措置」では実施が遅れている 7。たとえば、非関税障壁の撤廃はほとんど進展せず、サービス貿易や投資は自由化されていない分野が残っている。貿易手続きの電子化と域内の接続を行う ASEAN シングルウィンドウ、輸送インフラ建設など計画が遅れた分野も多い。そのため、2015 年末の AEC 創設は「通過点」と評価されている。

そのため、ASEAN は 2016 年から AEC2025 の行動計画を進めている。AEC2025 の戦略目標は、①統合され高度に結束した経済、②競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN、③高度化し

⁶ サービス貿易は多くの留保分野が残され、投資の制限分野も多い。人の移動は熟練労働者に限定され非熟練労働者は対象外である。経済統合としての AEC の詳細な分析は、石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN 経済共同体の創設と日本』(文眞堂、2016)を参照。

⁷ AEC2015の成果についての詳細な分析は、石川幸一・清水一史・助川成也(前掲) 『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂を参照。

た連結性と分野別協力、④強靭で包摂的、人間本位・人間中心のASEAN、⑤グローバル ASEAN の 5 つである。関税同盟や非熟練労働者の移動、政府調達の自由化は目標ではなく、経済統合の範囲やレベルは AEC2015 と同様である。AEC2025 は経済統合に加えて、競争力、包摂、ガバナンス、連結性、ICT などの分野が重視されている。たとえば、競争力では生産性向上、イノベーション、科学技術などが重点分野となっており、中所得の罠への対応など新たな課題に取り組んでいる。

2 ASEAN を中心とする FTA ネットワークの実現

ASEAN は東アジアの経済統合において中心的な役割を果たし ている。2010年までに ASEAN と東アジア主要国との間で 5 つの FTA が締結された。ASEAN を中核にネットワークが形成されたこ とは 21 世紀の最初の 10 年の東アジアの経済統合の大きな成果と 言ってよい。ASEAN 加盟国と最初に FTA を締結した国は日本で あるが、日本は ASEAN 全体とではなく 2 国間ベースでの締結を進 めており、2001 年にシンガポールと FTA を結んだ。一方、中国は ASEAN 全体と FTA 締結に 2001 年に合意し 2005 年に ASEAN 中国 FTA (ACFTA) が発効した。東アジアの主要国は ASEAN 全体との FTA という中国方式を選び、ASEAN 韓国 FTA (AKFTA) が 2007 年、ASEAN 豪州 FTA (AANZFTA) 、ASEAN インド FTA (AIFTA) が 2010 年に発効している。日本も結局 ASEAN 全体とは日本 ASEAN 経済連携協定 (AJCEP) を締結した。日本は CLM を除く ASEAN7 カ国と 2 国間 FTA を締結している。2019 年には ASEAN 香港 FTA (AHKFTA) が発効しており、現在 6 つの ASEAN + 1FTA が締結されている。

ASEAN + FTA が次々と締結されたのは、未締結国が貿易転換効果により ASEAN 市場へのアクセスで不利になることを懸念したためである。ASEAN + 1FTA ネットワークは東アジアの経済統合の大きな成果であるが、次のような課題がある。まず、① FTA の自由化品目と自由化スケジュール、原産地規則などの内容が異なっていることである。たとえば、AANZFTA は自由化率が高いが、AIFTA は 70%台と低いなど自由化率が異なり、AIFTA は厳格な原産地規則を採用している。このことは、FTA を利用する企業の負担とコストを増加させている。次に② ASEAN と主要国は FTA で結ばれたが、たとえば日本と中国、日本と韓国、中国とインドはFTA が締結されておらず、ネットワークの欠落があることである。この2つの課題を解決するのが東アジアの広域 FTA である。

3 ASEAN 経済統合の評価と意義

ASEAN の経済統合は、①自由化率の高い自由貿易地域を実現、②企業による比較的高い利用率 8 という 2 つの理由で成功と評価できる。開発途上国の経済統合は GATT24 条ではなく授権条項により形成できるため自由化率が低いものが多かったが、AFTA は TPP に匹敵するような高い自由化率を達成している。成功の要因は、高い自由化目標を掲げながら域内経済格差や産業の競争力を考慮した時間をかけた段階的で柔軟な自由化方式を採用したことである。

⁸ AFTA の利用率は極めて低いという指摘があるが、原産地証明(フォーム D)の 発給額を使った分析によるとタイの AFTA 利用率 (2017 年、輸出) はインドネシ ア向けが 71%、ASEAN 全体では 40%と低くはない。助川成也「ASEAN 経済共 同体 (AEC) 2025 での物品貿易自由化に向けた取り組み」『深化する ASEAN 経 済共同体 2025 の基本構成と実施状況』ITI 調査研究シリーズ No. 86 (国際貿易投 資研究所、2019 年)。

FTA では 10 年程度で関税を撤廃するのが一般的であるが、AFTA は 1993 年から 2018 年まで 25 年をかけて関税の撤廃を実現している。

ASEAN 経済統合の意義は、①開発途上国の経済統合の成功事例 であり、高い自由化を時間をかけ実現した進め方は開発途上国の 統合のモデルになること、②グローバル・サプライチェーンへの 参加を目標としており、外国投資を積極的に受け入れ、域外国・ 地域との FTA を進める開かれた経済統合 (open regionalism) であ ること、③外資導入を進め、域外との FTA により輸出の促進を目 指しており発展戦略としての経済統合であること、④物品貿易の 自由化に加えて、サービス貿易、投資、資本、人の移動の自由化 (制約付きだが)を進めるなど統合の深化を実現しつつあること、 ⑤ ASEAN は東アジアの経済統合で中心的な役割を果たしている こと(ASEAN 中心性とよばれる)。ASEAN の経済統合深化のメ カニズムを、九州大学の清水一史教授は「ASEAN は発展のための 市場と資本の確保が常に必要であり、東アジアでの広域な制度や FTA の整備は不可欠であったが、東アジアの広域な制度や統合に ASEAN が埋没してしまう可能性があった。埋没リスクを避けるた めには、東アジアでの統合と制度化でのイニシアティブを確保し、 ASEAN 自身の統合の深化が求められた」と論じている%。

三 課題となる広域かつ包括的な FTA

1 広域 FTA の必要性

東アジアでは 5 つの ASEAN + 1FTA をはじめ 2 国間・地域を結

⁹ 清水一史「ASEAN と東アジア通商秩序」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジアの経済統合と保護主義』(文眞堂、2019)。

ぶ経済統合が急激に増加した。しかし、東アジアの主要国を含め多くの国が参加する広域(region-wide)経済統合はなかった。AFTA は ASEAN10 カ国のみの参加であり、5 つの ASEAN + 1FTA が 2010 年までにできたが、ASEAN との FTA 締結国の間の FTA は日中など欠落があった。欧州には EU、北米には NAFTA、南米にはメルコスールなど地域の多くの国が参加する広域経済統合が存在していた。そのため、東アジアでも 21 世紀の比較的早い時期から東アジア FTA 構想が発表されていたが、実現は他地域に大きく遅れた 10 。

広域 FTA は企業の海外事業の円滑な展開にも必要である。FTA は WTO の自由化と異なり企業が申請手続きを行う必要があり、原産地証明が必要なため "、原産地規則などルールや自由化品目・スケジュールが異なる 2 国間・地域の FTA が多く結ばれていると企業の FTA 利用のコストや負担が大きくなる。たとえば、ASEAN +1FTA は自由化率や原産地規則が一様ではない(表 1)。こうした問題は東アジアの大半の国が参加するアジア広域 FTA が締結されていれば解決できる。また、たとえば日本から部品を輸入しマレーシアで加工し完成品をインドに輸出するなど 3 か国以上に跨る取引の場合、マレーシアでの付加価値が少ない場合インドへの輸出でFTA が使えない可能性がある。この場合、日本、ASEAN、インドなど東アジアの主要国が参加する広域 FTA があり、日本での付加価値をマレーシアでの付加価値に加算できる累積原産地規則が採用

¹⁰ 東アジアスタディグループ (EASG) が 2002年に ASEAN + 3 首脳会議に提出した報告書には東アジア自由貿易地域 (EAFTA) の創設が提案されている。

[&]quot; 自動車など部品点数が多い場合は多くの原産地証明が必要である。ジェトロが日本企業に行っているアンケート調査では、原産地規則の複雑さ、原産地証明のコストが FTA 利用の最大の問題点として毎年指摘されている。

されていればインドへの輸出でも FTA の利用が可能となる。

表 1 ASEAN + 1FTA の概要

	自由化率	原産地規則 (実質変更基準のみ)	特徴
ACFTA	92.5% 94.6%(中国)	付加価値基準 40%	AFTA型協定、自動車、 オートバイ、家電製品 などを例外とする国が 大半。
AKFTA	89.8% 92.1%(韓国)	付加価値基準 40% と関 税番号変更基準 (HS4 桁) の選択	AFTA 型協定、北朝鮮の開城工業団地の生産品を対象。
AJCEP	89.8% 91.9%(日本)	付加価値基準 40%と 関税番号変更基準の 選択	CLM 以外の 7 カ国と は包括的な二国間協定 を併せて締結。
AIFTA	77.0% 74.2%(インド)	付加価値基準 35% お よび関税番号変更基 準 (HS6 桁) の併用	AFTA 型協定、関税削減・撤廃制度は複雑。
AANZFTA	93.5% 100%(豪州NZ)	付加価値基準40%と関 税番号変更基準 (HS4 桁) の選択	自由化率が最も高い、包 括的だが政府調達は含 まない。

⁽注) 概況を示すものであり詳細は協定を参照。日本との EPA は 2 国間協定のほうが AJCEP より自由化水準が高い。原産地規則は、ほかに完全生産基準と加工工程基準がある。 (出所) 各協定から筆者作成。自由化率は助川成也による。

2 包括的 FTA の必要性

東アジアの FTA は幅広い分野を対象とする協定が増加している。AFTA は物品貿易のみを対象とする FTA であり、ASEAN + 1FTA でも ACFTA、AIFTA は物品貿易のみを対象としているが、AANZFTA や日本シンガポール FTA など日本と ASEAN の 2 国間協定はサービス、投資、知的財産、人の移動など多様な分野を対象としている。こうした包括的な FTA が結ばれるようになったのは、

企業活動のグローバル化が急速に進展したためである。先進国や韓国、台湾などの製造業企業はアジアの発展途上国に進出し現地生産に加え、現地での販売を拡大した。世界大での競争激化の中でコスト削減と迅速な調達が課題となり最適地調達と最適地生産を実現するために、調達から生産、販売までのネットワークであるサプライチェーンの構築と最適化を進めている。そのため、投資の自由化、製造業を支援する金融や輸送などのサービスの自由化、貿易円滑化、知的財産の保護などが重要になってきている。サービス産業では、小売り、飲食業、教育などアジア各国のサービス需要の伸びに期待する多様な投資が行われるようになっている。

関税のみを対象とする「浅い」協定に対し、サービスなど国内の規制の自由化や緩和を求める協定は「深い」協定と呼ばれている¹²。「深い」協定は発展途上国の工業化を進めるためにも必要である。AEC の目標に明示されているように、工業化を進めるためにはグローバルなサプライチェーンへの参加が効果的である。そのためには、グローバルな事業展開を行っている外資企業の投資を誘致するのが早道である。外資企業の誘致は競争となっており、物品貿易に加え、サービス貿易、投資の自由化と保護、資本移動の保証、貿易円滑化、知的財産の保護、熟練労働者の自由な移動、競争的な事業環境および輸送や通信などのインフラ整備など外資にフレンドリーな投資環境が欠かせない。

アジアの広域かつ包括的な FTA は、アジア太平洋諸国が参加す

¹² Richard Baldwin, *The Great Convergence Information Technology and the New Globalization* (London: The Belknap Press of Harvard University Press, 2016), pp. 103-105. (邦訳: リチャード・ボールドウィン (遠藤真美訳)『世界経済 大いなる収斂 IT がもたらす新次元のグローバライゼーション』日本経済新聞出版社、2018年)。

る TPP と ASEAN を中核に東アジアの 16 カ国が参加する RCEP である。 TPP は APEC(アジア太平洋経済協力会議)の 1994 年のボゴール宣言を源流とする広域 FTA であり、GDP では世界の 37.8%(2018 年)、人口では 10.9%を占める。RCEP はアジア通貨危機後の ASEAN + 3(日中韓)首脳会議で設置された EASG(東アジアスタディグループ)による東アジア自由貿易地域構想が原点である。 GDP では世界の 32.3%と TPP より小さいが、人口では 47%を占めており、世界の貿易に占める比重では TPP を上回っている(表 2)。

表 2 TPP、TPP11 の規模比較 (2018 年、カッコ内は世界シェア)

	TPP	TPP11	RCEP
名目 GDP	31 兆 6110 億ドル (37.3%)	11 兆 310 億ドル (13.0%)	27 兆 3490 億ドル (32.3%)
人口	8 億 1060 万人 (10. 9%)	5億230万人(6.6%)	35 億 8560 万人 (47.0%)
貿易	10 兆 1060 億ドル (25.7%)	5 兆 9000 億ドル (15.0%)	11 兆 5400 億ドル (29.4%)
日本の輸出	2397 億ドル (32.5%)	997 億ドル (10.9%)	3435 億ドル (46.6%)
日本の輸入	2123 億ドル (28.4%)	1309 億ドル (13.0%)	3745 億ドル (50.1%)
参加国	12	11 (米国が離脱)	16
特徴	高い自由化率、 高い水準のルー ル、全体で30章	TPP の特徴を維持、22項目を凍結、全体で30章	TPP より低い自 由化率、先進的 ルールは含まな い、全体で20章
主導国	米国が主導	日本が主導	ASEAN が主導

(出所) 筆者が作成。

四 TPP11 の発効とその大きな意義

1 米国の TPP 離脱と TPP11 交渉

TPP は 2006 年に発効した P4 (ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが参加)を拡大・発展させた FTA である。TPP 交渉は、2010 年 3 月に米国、豪州、ペルー、ベトナムが加わった 8 カ国で開始され、その後、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本が参加し 12 カ国で行われた。交渉は難航したが、2015 年 10 月に大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドで署名を行った。しかし、TPP 離脱を主張していたトランプ候補が 2016 年の米国大統領選挙で当選し、2017 年 1 月 20 日に就任すると 23 日に大統領党書に署名し TPP 離脱を表明した。TPP の発効には、署名から 2 年以内に全署名国が承認するか、2 年以降に 2013 年時点の TPP 全署名国の名目 GDP を合計して 85%を超える 6 カ国が承認することが要件となっている。米国だけで GDP の約 60%を占めており、米国の離脱で TPP が発効する可能性はなくなった。

TPP 交渉を主導してきた米国の離脱は大きな衝撃を与えたが、米国を除いた 11 カ国は 2017 年 3 月にチリで閣僚会議を開催し TPP の戦略的・経済的意義を再確認し、米国抜きの TPP11 を実現するために 5 月から交渉を開始した。これは、① TPP がアジア太平洋の国々をカバーする初のメガ FTA であること、②極めて高いレベルの自由化を実現したこと、③新たなルールを盛り込んだ包括的な「21 世紀型の貿易協定」であること(表 3)、④同時に途上国メンバーの要求にも対応した「ガラス細工」とも形容される絶妙なバランスの取れた協定であることなどの重要性と大きな意義による。TPP は消滅させてしまうと失うものが極めて大きな協定だったのである。

表 3 TPP の構成

- ①冒頭規定·定義
- ②内国民待遇・物品市場アクセス
- ③原産地規則・原産地手続き
- ④繊維·繊維製品
- ⑤税関当局・貿易円滑化
- ⑥貿易救済
- ⑦衛生植物検疫措置
- ⑧貿易の技術的障害
- ⑨投資
- ⑪サービス貿易
- (11) 金融サービス
- 迎ビジネス関係者の一時的入国
- (13)電気诵信
- 40電子商取引
- 15政府調達

- 16競争政策
- ①国有企業および指定独占企業
- 18知的財産
- (19) 労働
- 20環境
- ②協力および能力開発
- 22競争力およびビジネス円滑化
- 23開発
- 24中小企業
- ②規制の整合性
- 26透明性および腐敗の防止
- ②運用および制度に関する規定
- 28紛争解決
- 29例外および一般規定
- 30最終規定

(出所) TPP 協定により筆者作成。

TPP11 交渉は短期間に集中的に行われ、目標通り 2017 年 11 月 9 日のベトナムのダナンでの TPP 閣僚会合で新協定の条文、凍結 リストを含む合意パッケージに全閣僚が大筋合意に至り、2018 年 3 月 8 日にチリで署名式を行い、同年 12 月 30 日に発効している。 TPP11 交渉が高いレベルを維持しながら凍結項目を 22 に抑え 21 世紀の FTA というべき内容の維持を実現したことは高く評価すべきである。その背景には保護主義の拡大への強い危機意識があった。日本政府が交渉を主導したことも特筆すべきである。

2 22 項目を凍結

TPP11 の正式な名称は、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP) である。TPP11 は全7条の短

い協定だが、第 1 条に全 30 章で 1000 頁を超える TPP 協定が組み込まれており、2 条の凍結項目を除き TPP の規定は維持されている。第 2 条には凍結(適用が停止)される 22 項目が示されている。東結は加盟国が合意すれば解除される。第 3 条は発効要件で 6 か国が批准してから 60 日で発効するとしている。 TPP に入っていた GDP 要件は含まれていない。第 4 条脱退、第 5 条加入、第 7 条正文(英語、フランス語、スペイン語を公式の言語とする)は TPP と同様の規定である。第 6 条は、 TPP が発効する見込みとなった場合などにいずれかの締約国の要請があったときに TPP11 協定の改正などを含む必要な見直しを行うという趣旨である。

TPP 交渉では、知的財産、投資家と国の紛争解決(ISDS)、労働などのルール分野での米国の主張に途上国を中心とする他の交渉参加国が反対し交渉難航の原因となっていた。最終的には、TPP により米国市場へのアクセス改善を期待する途上国は米国の主張に対して譲歩を行った。しかし、米国が離脱すると市場アクセスは改善せず譲歩のみが残るため、米国の強い要求に譲歩した項目を凍結することになった。凍結項目の候補はおよそ 50 項目と報道されていたが、最終的には 22 項目となった(表 4)。アパレルの原産地規則、電子商取引(データの自由な流通確保)など交渉が難航と報じられていた事項は最終的に凍結とならず、国有企業はマレーシアの留保表のみが凍結対象となり、ISDS も凍結対象とする分野が限定された。

凍結項目は、知的財産関連(第18章)が11と最も多く、政府 調達関連が2項目、紛争解決関連が3項目(うちISDS関連が2項 目)、サービス貿易・投資が2項目、国有企業が1項目、環境が1 項目、貿易円滑化関連が1項目、医薬品・医療機器の透明性1項目 となっている。

表 4 TPP11 で凍結される項目

- ① 少額急送貨物 (第5章 税関当局および貿易円滑化)
- ② ISDS (第9章 投資)
- ③ 急送便附属書(第10章 国境を越えるサービス)
- ④ 金融サービス最低基準待遇規定(第11章 金融サービス)
- ⑤ 電気通信紛争解決 (第13章 電気通信)
- ⑥ 政府調達(参加条件)(第15章 政府調達)
- ⑦ 政府調達(追加的交渉)(第15章 政府調達)
- ⑧ 知的財産の内国民待遇 (第18章 知的財産)
- ⑨ 特許対象条項 (同)
- ⑩ 審査遅延に基づく特許期間延長 (同)
- ① 医薬承認審査に基づく特許期間延長 (同)
- ① 一般医薬品データ保護(同)
- ① 生物製剤データ保護(同)
- (4) 著作権等の保護期間(同)
- ⑤ 技術的保護手段(同)
- (i) 権利管理情報(同)
- ① 衛星・ケーブル信号の保護(同)
- (18) インターネット・サービス・プロバイダ(同)
- (19) 保存及び貿易 (第20章 環境)
- ② 医薬品・医療機器に関する透明性 (第26章 透明性及び腐敗行為の防止) (2018年1月合意)
- ② 国有企業附属書IV (マレーシア) (第17章 国有企業)
- ② サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ(ブルネイ)石炭産業

(出所) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」2017 年 11 月 11 日、 http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf。

3 維持された TPP の特徴

TPP11 は一部項目が凍結されたもののそれ以外の TPP の規定は存続しており、21 世紀型貿易協定といわれる TPP の特徴は維持されている。TPP11 の特徴は、①極めて高い自由化レベルを実現したこと、②新たなルールを含むレベルの高いルールを規定していること、③中国を牽制するルールが含まれていること、④「聖域」と呼ばれるような極めて重要な分野で改革に踏み切る国があったことの

4点である。22 の凍結項目はルール関連であり、関税撤廃など市場アクセス面では TPP の規定と約束はそのまま維持される。日本 (95%)を除き大半の国が 100%あるいは 99%を自由化した TPP の高い自由化率 (関税撤廃率)は TPP11 でも変わっていない。ルール分野では、電子商取引、知的財産、国有企業、労働などの主なルールが維持されている (表 5)。「聖域」分野の開放では、マレーシアがマレー人優遇政策を「国是」としてきたが、政府調達開放と国有企業の規律により例外は残しながらも原則として外国企業への対等な扱いを認めたことが代表例である。ベトナムも TPP により初めて政府調達と国有企業への規律を認めた。

表 5 TPP11 で維持されている主なルール

原產地規則:完全累積制度

繊維・繊維製品:原産地規則 (3 工程基準)

税関当局及び貿易円滑化:迅速通関、急送貨物

投資: ISDS (インフラ、資源開発を除く)、広範な特定措置の履行要求禁止、地方政府の措置に関する国家級協議メカニズム

電子商取引:情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピューター関連設備の設置要求などの禁止、ソースコードなどの移転要求禁

国有企業:商業的考慮に従った行動と無差別待遇、非商業的援助により他の 締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない

知的財産:商標関係の国際的協定の締結義務、地理的表示の保護、営業秘密 の不正取得に対する刑事罰の導入、故意による商業的規模の著作 物の違法な複製等の非親告罪化

労働:労働における原則と基本的権利 (ILO 宣言) を自国の法律などで採用・維持

(出所)「環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部、2015 年 10 月 5 日、(http://ishigamitoshio.com/diet/topic_images/20161217010300.pdf)により筆者作成。

TPP は、オバマ前大統領が「中国のような国にルールを書かせ

ない」と繰り返し発言したように、中国へのけん制を意識したルー ルを含んでいる。トランプ政権が問題にしている技術の強制移転防 止については、TPPの投資章(第9章)で、「特定の技術、製造工 程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転する こと」を含め、技術移転の強制を明示的に禁止している。国有企業 については、国有企業および指定独占企業章(第17章)で、「国 有企業が商業的考慮に従い行動すること、国有企業への非商業的援 助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない」ことな ど政府の国有企業への優遇を規制することを規定している。ほかに も、中国を念頭に導入されたと考えられる規定は電子商取引章(第 14 章:①電子的手段による国境を越える情報の移転、②自国の領 域内でビジネスを遂行するための条件としてコンピューター関連設 備を自国領域内に設置することを要求することの禁止、③ソースコ ードの移転、アクセス要求の禁止など)をはじめ、輸出税の新設・ 維持の禁止(第2章)、地方政府の投資措置に対する国家メカニズ ムの導入(第9章)、地理的表示の保護(第18章)、透明性およ び腐敗防止(第26章)など非常に多い13。

中国は TPP に参加しておらず、TPP の規定を遵守する必要はない。しかし、TPP へのアジア太平洋地域の参加国が拡大すれば TPP の先進的なルールがアジアの基準的なルールとして受け入れられ、将来的には WTO のルールとなる可能性もあった。その意味でも米国の TPP 離脱は「極めて大きな戦略的な誤り」である。

¹³ 鈴木英夫『新覇権国家中国× TPP 日米同盟』(朝日新聞出版、2016 年)、202~205 ページ。

4 参加国の拡大が課題

TPP11 の長期的な課題は FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) への発展だが、当面の課題は参加国の拡大である。TPPには合意直後から韓国、タイ、インドネシア、フィリピン、コロンビア、英国などが関心を表明した ¹⁴。TPP11 への参加意思を表明している国はタイのみだが、台湾、韓国、コロンビア、英国が関心を示していると報じられている。タイが参加を表明したことによりインドネシア、フィリピンなど他の ASEAN 主要国の参加可能性が出てきた。ただし、タイは 2020 年 4 月 28 日に加盟申請を取り下げる方針を副首相が示したと報じられている。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で食料安全保障や医薬品のアクセスおよび政府調達ルールへの懸念が要因として指摘されている ¹⁵。

TPP 全体の GDP の 6 割を占める米国の脱退は TPP の魅力を失わせたが、残りの 11 カ国が TPP の重要性を認識し TPP11 交渉を短期間でまとめあげたことは賞賛に値する。トランプ大統領は TPP 復帰に言及したことがあったが、2 国間 FTA にシフトしているトランプ政権下では米国の復帰はありえない。2020 年の大統領選挙で民主党への政権交代があれば、TPP 締結時の副大統領だったバイデン政権での TPP 復帰の可能性はありうるだろう。

TPP11 加盟には、高水準の自由化とルールの受け入れが義務とな

^{14 『}日本経済新聞』2018年5月9日付け。一方、中国の李克強首相は、2020年5月28日、全人代閉幕後の記者会見で「TPP参加に前向きで開放的な態度を取っている」と述べた(『日本経済新聞』2020年5月29日付け)。中国のTPP参加のハードルは高いが、中国はTPP参加についての研究を行っていると報じられている。

¹⁵ 椎野幸平「タイが CPTPP 加盟方針撤回も-新型コロナウイルスの影響」『世界経済評論インパクト』2020 年 5 月 18 日。

る 16。高水準の自由化とルールに基づく自由貿易地域が東アジアで拡大することは、保護主義の拡大への防波堤となる。コロナ禍により 2020 年の東アジアの経済はリーマンショックを超える景気後退に見舞われると予測されているが、保護主義に走るのではなく自由貿易を維持しながら、食料や医療用品・機器の供給などの協力を東アジアの多角的な枠組みの中で進めていくべきである。

五 2020 年中の合意が期待される RCEP

1 ASEAN が 2011 年に提案

年)、138~139ページ。

東アジアの地域協力は、アジア通貨危機が起きた 1997 年に初めて開催された ASEAN + 3 (日中韓) 首脳会議から始まった。 ASEAN + 3 首脳会議で金大中韓国大統領(当時)の提唱で設置された東アジアビジョングループ(EAVG:民間有識者で構成)は 2001 年に、また東アジアスタディグループ(EASG:政府高官で構成)は 2002 年に、東アジア自由貿易地域の創設を提案した。 2003年に中国が ASEAN + 3 (日中韓)による EAFTA (東アジア自由貿易地域)、2006年に日本が ASEAN + 6 (日中韓印豪 NZ)による CEPEA (東アジア包括的経済連携)を提案した。 2 つの構想の民間研究が 2009年まで行われたが、日中の主導権争いの中で交渉は始まらなかった 17。

しかし、2010年3月に TPP 交渉が始まると、東アジアの広域

¹⁶ TPP11 の新規加入手続きと要件については、菅原淳一「アジアの通商秩序と CPTPP」石川・馬田・清水編『アジアの経済統合と保護主義』(文眞堂、2019

¹⁷ RCEP に至る日中韓 ASEAN の動きついては助川成也「RCEP と東アジア生産ネットワーク」石川・馬田・清水編『アジアの経済統合と保護主義』(文眞堂、2019年)所収が詳しく分析している。

FTA が米国が主導権をとる TPP により進むことを警戒した中国が EAFTA に固執することを止め、2011 年 8 月に日本とともに EAFTA と CEPEA を加速するための物品貿易、サービス貿易、投資の自由化についての作業部会設置を提案した。日中の提案を受けて東アジアの経済統合で主導権(ASEAN 中心性)を維持したい ASEAN は、EAFTA と CEPEA を統合する構想として RCEP を 2011 年 11 月に提案した。2012 年 11 月の ASEAN と FTA パートナー国首脳会議で RCEP 交渉立ち上げが宣言され、2013 年 5 月から交渉が開始された。

RCEP は、ASEAN + 6 (日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド)によるアジアの広域 FTA であり、5 つの ASEAN + 1FTA を統合する FTA である。2012 年 8 月に合意された「RCEP の交渉の基本指針と目的」では、ASEAN の中心性、参加国間の経済統合、衡平な経済発展、経済協力強化を支援し、貢献するとしている ¹⁸。交渉の 8 つの原則は、① GATT24 条と GATS5 条を含む WTO整合性、②既存の ASEAN + 1FTA よりも相当程度改善した、より広く深い約束、③貿易投資円滑化とサプライチェーンへの参加国の関与、④ ASEAN の後発加盟国への特別待遇と柔軟性、⑤参加国間の FTA は継続可能、⑥ ASEAN の FTA パートナーズが参加可能、⑦技術協力と能力開発、⑧包括的でバランスの取れた成果のための他の分野の並行した交渉、となっている。

交渉開始時の対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済 協力、知的財産、競争、紛争解決、その他の8分野だったが、その

¹⁸ Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership. 資料として例えば Ministry of Foreign Affairs of Japan, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120 03 03.pdf.

後新たな分野が追加され、最終的には 20 分野となっており、TPP よりは少ないものの包括的な FTA である (表 6)。

表 6 RCEP の対象分野

- ① 物品貿易
- ② 原産地規則
- ③ 税関手続き・貿易円滑化
- ④ 衛生植物検疫 (SPS)
- ⑤ 任意規格・強制規格・適合性評価 手続き(STRACAP)
- ⑥ 貿易救済
- ⑦ サービス貿易
- ⑧ 金融サービス
- ⑨ 電気通信サービス
- ⑩ 自由職業サービス

- ⑪ 人の移動
- (12) 投資
- (13) 競争
- (4) 知的財産
- ⑤ 電子商取引
- 16 中小企業
- ① 経済技術協力
- ⑧ 政府調達
- 19 紛争解決
- 20 制度的条項

(出所) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 交渉の首脳による共同声明。

2 RCEPの意義と特徴

RCEP の意義は、第1にアジアの主要国が参加する広域かつ包括的なメガ FTA ができることである。経済規模でみると、人口は世界の47%を占める世界最大の経済統合であり、名目 GDP も同じく32.3%、貿易は29.4%を占めている(表2)。第2に RCEP によりアジア主要国間の FTA 網が完成する。現在、日中、日韓、中印の間には FTA が締結されていないが、RCEP により全てのアジア主要国が FTA でつながることになる。第3に RCEP により ASEAN + 1FTA などアジアの様々な FTA のルール(とくに原産地規則)が統一され、「スパゲティボウル現象」が解消するとともに新たな分野で共通ルールができることである。累積原産地規則が規定されれば3カ国以上にまたがる貿易に FTA 税率が適用できる。

第4に RCEP には世界の成長市場である中国、ASEAN、インド

が参加している。RCEP は潜在成長力の最も大きな経済統合である。第5にRCEPは日本企業など多国籍企業のサプライチェーンの構築に資する。多くの IT 製品は RCEP 参加国で生産されており、自動車も世界生産の5割以上が生産されている。この地域は中間財の生産拠点であり、RCEP 参加国に進出している日本企業の部品調達先は90%以上がRCEP からである。

TPP と比べると RCEP は次のような特徴がある。①アジア通貨危機後のアジアの地域協力を原点とするアジアの経済統合である、② ASEAN が提案し中心となって交渉している ASEAN 中心性 (ASEAN Centrality)を体現した経済統合である、③開発途上国への特別かつ異なる待遇を行う、④ ASEAN + 1FTA を改善する自由化率が目標であり自由化率は TPP より低くなる 19 、⑤環境と労働を含まず、先進的なルールは少ない 20 。

3 インドの抵抗で遅れる合意

RCEP の課題は、高いレベルの自由化を実現しながら 16 カ国で早期に合意することである。2018 年は自由化に積極的な議長国シンガポールのイニシアティブで合意することが期待されたが、インドの中国からの輸入増への懸念による反対で合意できなかった。トランプ政権の保護主義と米中貿易戦争の激化の中で 2019 年の合意が強く期待されたが、やはりインドの抵抗により合意に至らなかった。2019 年 11 月の RCEP 首脳会議の共同宣言では、「インドを除

¹⁹ 自由化率の発表はないが、インドは高い自由化率に反対してきており、ASEAN も 92%を提案しているなどの報道がある。

²⁰ 具体的発表はないが、各種報道によると ISDS、政府調達、国有企業、電子商取引などでも TPP と比べ高いレベルのルールは導入されないとみられる。

く 15 カ国は全 20 章の条文ベースの交渉と市場アクセス上の取組みを終了したことに留意し、2020 年における署名のために 15 カ国による法的精査を開始するように指示した」と述べている。一方で、「インドには未解決のままに残されている重要な課題がある」としている ²¹。この背景には、インドが交渉の終盤で他の参加国が飲めないような要求を行ったことがある。

助川 (2020) によると、インドの要求は①関税削減の基準年の変更、②自動発動セーフガードの設置、③原産地規則の厳格化、④農業と乳製品部門の除外、であった²²。関税削減の基準年は 2014年だったが、インドは 2019年への変更を要求した。インドは 2018年に多くの品目の関税を引き上げており、自国に有利になるルールの変更を求めたのである。自動発動セーフガードは、輸入増加による国内産業への被害の立証なしに発動できる特別セーフガードであり、中国製品および豪州・ニュージーランドからの農産品輸入の増加への懸念が背景にある。原産地規則の厳格化は、中国製品が他のRCEP参加国を通じて流入することを阻止することを目的としているという²³。

インドの抵抗の背景には貿易赤字の拡大がある。2018年の貿易

²¹ RCEP に係る共同首脳声明、2019年11月4日、バンコク。資料として例えば "Joint Leaders' Statement on The Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), 4 November 4, 2019, Bangkok, Thailand," Association of Southeast Asian Nations, https://asean.org/storage/2019/11/FINAL-RCEP-Joint-Leaders-Statement-for-3rd-RCEP-Summit.pdf.

²² 助川成也「15 カ国で推進する RCEP の意義」『世界経済評論』Vo. 64 No. 2、2020 年 3・4 月号、51~61 ページ。本項の説明は、同著の助川 (2020) による。

²³ 詳細は不明だが、助川 (2020) によると他の参加国を通じて中国に対して RCEP による関税譲許をしていない中国産品が輸入された場合、中国原産品として課税 する「税率差メカニズム」を適用するという。

赤字は 1897 億ドルに達し、対中国貿易赤字が 3 割を占めている。 インドでは輸入増加による農業、製造業や雇用への影響を懸念した RCEP に反対する農民や労働組合などによる抗議行動が拡大してい た。インドでは就業人口の5 割を農林水産業が占めており、大票田 である農民の反対は無視できなかったのである。

新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) 拡大のためテレビ会議で開催された第 29 回 RCEP 首席交渉官会合 (2020 年 4 月、インド以外の 15 カ国が出席)の共同声明では、「RCEP がパンデミックの影響を強く受けた地域で必要とされる貿易投資の回復を支える安定的で予見可能な経済環境を提供し、2020 年における RCEP 協定の署名へのコミットメントを再確認にした」と述べ、インドについては「インドの重要な課題に取り組むためにインドとともに作業を継続することのコミットメントを再確認し、インドの RCEP 交渉への復帰を歓迎する」と述べている 24。

インドはアクト・イースト政策を掲げており、RCEP への不参加ではこの政策を進められない。また、インドが競争力を持つ IT サービス貿易(とくに IT 技術者の海外就労)なども RCEP 不参加はマイナスになる。長期的にみれば RCEP 不参加はインド経済にとり不利益になる。インド政府はこうした点は理解していると思われる。インドは一人当たり GDP がラオスを下回る開発途上国である。世界最大の民主主義国であり国民の反対など表現の自由や報道の自由が保障されており、強権的に政策を進めることが困難であ

²⁴ 第 29 回 RCEP 首席交渉官会合共同声明、2020 年 4 月 30 日。資料として例えば "Joint Statement of the 29th Regional Comprehensive Economic Partnership Trade Negotiating Committee (RCEP TNC) Meeting," Ministry of Foreign Affairs of Japan, April 30, 2020, https://www.mofa.go.jp/files/100050719.pdf.

る。インドへのある程度の特別待遇を認めるなどによりインドの復 帰を促すべきである。

インド離脱の当面の影響は小さい。世界に占める GDP のシェアは 32.3%から 29.1%へ 3.2 ポイントの減少、同じく貿易は 29.4% から 27.2%に 2.2 ポイントの減少に過ぎない 2.5 しかし、インドは 中国を抜いて人口で世界一になることが予測されている大市場であり、RCEP の魅力の一つはインドの参加である。

従って、インドに対し RCEP への参加を粘り強く呼びかけるべきであるが、インドが国内政治情勢などで早期に交渉に戻れない場合、あるいは合意できない場合は、将来のインドの復帰が可能な形で 15 カ国による法的精査を行い 2020 年中に署名を行い、RCEP15をスタートさせることが現実的である。

六 おわりに

アジアの経済統合に大きな影響を与えたのは米国トランプ政権の 通商政策である。トランプ政権は公約通り就任直後に TPP から離 脱し、TPP は発効が不可能となった。2018年に入ると、トランプ 政権は米通商法 301条により中国からの輸入に追加関税を賦課し、 中国は報復関税を課すことを発表した。2018年9月には第1弾か ら第3弾までの合計で米国は 2500億ドル、中国は 1100億ドルに 関税を賦課しあう貿易戦争が起きた。2019年になると、9月に米 国は第4弾として9月1日から 1200億ドル規模、12月15日から 1600億ドル規模に追加関税を課すことを発表し、中国は同様に2 回に分けて750億ドルの報復関税を課すことを発表した。

²⁵ 助川 (2020) 、59ページ。

2019 年秋に米中協議が進展し、12 月 13 日に第 1 段階合意に至り、米国は第 4 弾の 1200 億ドルについて 15%から 7.5%に制裁関税を引き下げ、1600 億ドル分は発動を見送り、中国も 750 億ドル分および自動車・同部品の 117 億ドル分の報復関税発動を見送った。2020 年 1 月 15 日署名の第 1 段階合意文書によると、中国は2020 年、2021 年の 2 年間で米国からの輸入を 2017 年実績と比較し 2000 億ドル拡大することをはじめ、知的財産、技術移転など 8分野で合意や約束がなされている。

ただし、第1弾~第3弾の制裁関税は撤廃されていないし、知的 財産と技術移転の合意事項は法的強制力がなく、違反した場合の罰 則もない。ハイテク産業を巡る米中の技術覇権争いの中で米国が問 題としている国家支援による知的財産侵害と強制的技術移転では中 国が約束を遵守する保証はなく、国有企業は対象になっていなかっ た。従って、第2段階の交渉が必要となるが、次期交渉は大統領選 挙後になるという見方が一般的である²⁶。トランプ大統領は、新型 コロナウイルスの感染拡大で中国の責任を厳しく追及し、香港国家 安全法制定方針採択への対抗措置を実施するなど中国への対決姿勢 を強めている。

アジアの経済統合は、各国間の貿易、投資を拡大し、アジアの経済成長を後押ししてきた。民間企業の輸出や投資の環境を整備するとともにサプライチェーン形成と最適化を支援してきた。トランプ政権による保護主義、自国優先主義と 2 国間 FTA が拡大しつつある中で、アジアの経済統合、とくに TPP11 と RCEP は、多国間の

²⁶ 滝井光夫「トランプ政権3年目の通商政策とその展開」『トランプ大統領の保護 主義と日本の米国事業戦略』ITI調査研究シリーズ No. 99 (国際貿易投資研究所、 2020年)。

協力により自由貿易と国際通商ルールを守るという意味でますます 重要になっている。アジアの経済統合は保護主義の防波堤となるこ とが期待されており、TPP11の拡大とRCEPの早期の締結は喫緊の 課題となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の過程でアジアでも医療用品などの輸出規制が行われた²⁷。WTOルールでは、人の生命や健康の保護のためおよび食糧など不可欠な産品の危機的な不足を防止・緩和するために例外的に輸出規制を行うことが認められている。しかし、医療用品や食品の輸出規制は、輸入国での感染拡大や社会不安の増大、輸出禁止・制限の連鎖的拡大、グローバル・バリューチェーンの信頼喪失など悪影響が大きい。パンデミックとの戦いは国際協力が必要であり、アジアの経済統合参加国でも輸出制限措置などの防止と医療用品の相互供給などの協力とともに、経済回復に向けて貿易投資の拡大に向けての協力を行うべきである。

(寄稿: 2020年7月21日、採用: 2020年8月31日)

²⁷ WTO によると、世界で 80カ国が新型コロナウイルスに関連して輸出禁止または制限措置を行い、17カ国が食品の輸出規制または制限措置を行った。WTO, Export Prohibitions and Restrictions, April 23, 2020, https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/export_prohibitions_report_e.pdf#search=%27WTO%2C+Export+Prohibitions+and+Restrictions%2C+April+23%2C+2020.%27.

東亞經濟整合的發展與課題

石川幸一

(亞細亞大學亞洲研究所特別研究員)

【摘要】

主導東亞經濟整合的是東協(ASEAN)。東協在 2015 年創立了達到服務貿易自由化等目標的東協經濟共同體,與此同時,東協也與東亞主要國家簽署了 5 個「ASEAN+1」的 FTA,成為東亞經濟整合的中心。

2010年以來,東亞區域大型 FTA 的 TPP 與 RCEP 展開相關談判。TPP 因包含高度自由化與新規範等項目,被視為 21 世紀的經濟整合典範,儘管美國於 2017年1月退出 TPP,但其他 11 國隨即開啓談判,同年11月達成初步意向,2018年3月簽署 TPP11,12月生效。RCEP則是納入 ASEAN、中國、印度等全球新興市場與生產基地在內,以優勢人口數形成高效率生產網絡的全球最大經濟整合體,然因印度反對高度自由化,至 2019年仍未達成協議。在保護主義盛行的氛圍中,RCEP續以 2020年達成協議爲目標,因此,也應關注不包括印度之外的 RCEP15 國的動向。

關鍵字:東協(ASEAN)經濟共同體、廣泛且全面性的 FTA、TPP11、 RCEP

Evolution of East Asian Economic Integration and its Issues

Koichi Ishikawa

Research Fellow, Institute for Asian Studies, Asia University

[Abstract]

ASEAN has played a leading role in the economic integration in East Asia. Following the creation of the ASEAN Free Trade Area, ASEAN established the ASEAN Economic Community in 2015 by taking the central position in economic integration in East Asia through five ASEAN plus 1 FTAs with main countries in East Asia.

Since 2010, region-wide FTAs such as TPP and RCEP have been negotiated. TPP achieves high level of liberalization and includes new rules; therefore, they are called the Twenty-First century FTA. It is important to note that the USA withdrew from TPP in January 2017. Whereas, the remaining eleven members started TPP11 negotiation immediately and reached an agreement in November. The members then signed it in March of 2018 and TPP11 then went into effect in December of that year. On the other hand, RCEP is the largest FTA in terms of population and includes emerging markets and production bases such as ASEAN, China, and India. RCEP will surely contribute to formation of the efficient supply chains in East Asia; however, an agreement could not be reached by the end of 2019 because of India's opposition to a high level of liberalization. Therefore, RCEP member countries, except for India, aim to reach an agreement by the end of 2020 in the midst of expansion of protectionism. Thus, RCEP15 becomes one of the feasible options to lookout for.

Keywords: ASEAN Economic Community, Region-wide and comprehensive FTA, TPP11, RCEP

〈参考文献〉

「環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部、2015 年 10 月 5 日、http://ishigamitoshio.com/diet/topic_images/20161217010300.pdf。

"Kantaiheiyo patonashippu kyotei (TPP kyotei) no gaiyo" [The Tran-Pacific Partnership (TPP Agreement) Overview], Japanese Government's TPP Headquarters at the Cabinet Secretariat Office, October 5, 2015.

- 『日本経済新聞』2020 年 5 月 29 日。 Nikkei Shimbun, May 29, 2020.
- 『日本経済新聞』2018年5月9日。 Nikkei Shimbun, May 9, 2018.
- 石川幸一・清水一史・助川成也「ASEAN 共同体の創設と日本」(文眞堂、2016)。 Ishikwa, Koichi, Shimizu, Kazushi, Sukegawa, Seiya, eds., "ASEAN kyodotai no sosetsu to nihon" [Creation of ASEAN Economic Community and Japan], Bunshindo Publishing, 2016.
- 椎野幸平「タイが CPTPP 加盟方針撤回も一新型コロナウイルスの影響」『世界経済評論インパクト』 2020 年 5 月 18 日。

Shiino, Kohei, "Tai ga CPTPP kamei hoshin tekkai mo - shingata korona uirusu no eikyo" [Thailand may withdraw accession to TPP: the influence of COVID-19 pandemic] *World Economic Review Impact*, May 18, 2020.

ジェトロ「世界と日本の FTA 一覧」2019 年 12 月、https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/72c61ae87804b884.html。

JETRO, "Sekai to nihon no FTA ichiran" [FTA of the World and Japan], December 2019.

清水一史「ASEAN と東アジア通商秩序」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジア の経済統合と保護主義』(文眞堂、2019)。

Shimizu, Kazushi, "ASEAN to higashiajia tsusho chitsujo" [ASEAN and East Asia Trade Scheme], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi [Economic Integration of East Asia and Protectionism]*, Bunshindo Publishing, 2019

菅原淳一「アジアの通商秩序と CPTPP」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジア の経済統合と保護主義』 (文眞堂、2019年)。

Sugawara, Junichi, "Ajia no tsuho chitsujo to CPTPP" [Trade Order in Asia and CPTPP], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi [Economic Integration of East Asia and Protectionism]*, Bunshindo Publishing, 2019.

助川成也「15 カ国で推進する RCEP の意義」『世界経済評論』Vo. 6 No. 2、2020 年 3 ・ 4 月 号。

Sukegawa, Seiya, "15kakoku de suishin suru RCEP no igi" [RCEP15 and its Implications], World Economic Review, Vol.64 No.2, March/April 2020.

- 助川成也「ASEAN 経済共同体 (AEC) 2025 での物品貿易自由化に向けた取り組み」 『深化する ASEAN 経済共同体 2025 の基本構成と実施状況』ITI 調査研究シリー ズ No. 86 (国際貿易投資研究所、2019 年)。
 - Sukegawa, Seiya, "ASEAN keizai kyodotai (AEC) 2025 de no buppin boeki jiyuka ni muketa torikumi" [Initiative for Liberalization of trade in goods in AEC2025], Shinka suru ASEAN keizai kyodotai 2025 no kihon kosei to jisshi jokyo [Deepening Basic Structure and Implementation of Action Plans of ASEAN Economic Community 2025], ITI Research Series No.86, Institute of International Trade and Investment, 2019.
- 助川成也「RCEPと東アジア生産ネットワーク」石川幸一・馬田啓一・清水一史編「アジアの経済統合と保護主義」(文眞堂、2019年)。
 - Sukegawa, Seiya, "RCEP to higashiajia seisan nettowaku" [RCEP and East Asia Production Network], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi [Economic Integration of East Asia and Protectionism]*, Bunshindo Publishing, 2019.
- 鈴木英夫『新覇権国家中国× TPP 日米同盟』(朝日新聞出版、2016 年)。 Suzuki, Hideo, "Shin haken kokka chugoku×TPP nichibei domei" [Hegemony of China vs TPP Japan-US Alliance], Asahi Simbun Publishing, 2016.
- ソリース, ミレヤ、片田さおり「FTA 急増のメカニズム: 政策拡散理論による分析」 ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリンクス、片田さおり編 (岡本次郎訳、片 田さおり・浦田秀次郎監訳)『アジア太平洋の FTA 競争』 (勁草書房、2010 年) Solis, Mireya, Katada, Saori, "FTA kyuzo no mekanizumu: seisaku kakusan riron ni yoru bunseki" [The Rapid-Increasing FTA Mechanisms: the Analysis of Policy Dispersion Theory] Mireya, Solis, Barbara, Stallings, Katada, Saori, eds., trans. by Okamoto, Jiro, with translation supervised by Katada, Saori, Urata, Shujiro, *Ajia taiheiyo no fta kyoso* [Competitive regionalism: FTA diffusion in the Pacific Rim], Keiso shobo, 2010.
- 滝井光夫「トランプ政権3年目の通商政策とその展開」『トランプ大統領の保護主義と日本の米国事業戦略』ITI調査研究シリーズ No. 99 (国際貿易投資研究所、2020年)。
 - Takii, Mitsuo, "Toranpu seiken 3nenme no tsusho seisaku to sono tenkai" [Trade Policy of Trump Administration's third year], *Toranpu daitoryo no hogo shugi to Nihon no Beikoku jigyo senryaku [Protectionism of President Tramp and Japanese Firms US Business Strategy]*, ITI Research Series No.99, Institute of International Trade and Investment, 2020.
- 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」2017 年 11 月 11 日、http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf。
 Japanese Government's TPP Headquarters at the Cabinet Secretariat Office, "TPP 11 kyotei no goi naiyo ni tsuite" [About the Content of the TPP11 Agreement], November 11, 2017.
- ボールドウィン, リチャード (遠藤真美訳) 『世界経済 大いなる収斂 IT がもたら す新次元のグローバライゼーション』 (日本経済新聞出版社、2018年)。
 - Baldwin, Richard, trans. by Endo, Masami, Sekai keizai oinaru shuren IT ga motarasu shin

jigen no gurobaraizeshon [The Great Convergence Information Technology and the New Globalization], Nikkei Shimbun Publishing, 2018.

- "Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership," Ministry of Foreign Affairs of Japan, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120 03 03.pdf.
- "Joint Leaders' Statement on The Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), 4
 November 4, 2019, Bangkok, Thailand," Association of Southeast Asian Nations, https://
 asean.org/storage/2019/11/FINAL-RCEP-Joint-Leaders-Statement-for-3rd-RCEP-Summit.
 pdf.
- "Joint Statement on the 29th Regional Comprehensive Economic Partnership Trade Negotiating Committee (RCEP TNC) Meeting," Ministry of Foreign Affairs of Japan, April 30, 2020, https://www.mofa.go.jp/files/100050719.pdf.
- Baldwin, Richard, The Great Convergence Information Technology and the New Globalization (London: The Belknap Press of Harvard University Press, 2016).
- WTO, Export Prohibitions and Restrictions, April 23, 2020, https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/export_prohibitions_report_e.pdf#search=%27WTO%2C+Export+Prohibitions+and+Restrictions%2C+April+23%2C+2020.%27.